

★一般社団法人とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立される、事業活動に制限はなく、収益事業を行うことも可能です。

＊社団法人自体は【非営利】ですから【参加事業社各社の利益追求】を行います。

目的： 日本の労働力不足に対応するため、規模の小さな企業を支援し、産業および社会の安全維持に貢献します。



企業内転勤制度を活用するにあたり、受け入れ企業がベトナム企業に出資していることが要件となりますので、弊社団のスキームを貴社に継承します。

継承ステップの概要

貴社が弊社の¥30万円エージェント資格を得て戴き、同時に貴社を代表役員として弊社団と一般社団法人を設立（資本金が要らない）します。

新会社の議決権の75%は継承者（エージェント）、25%を現在の弊社団が参加します。

代表役員企業さまは設立と同時に「現在の弊社団の資格と実績」をそのまま事業に活用して事業活動を行い、**社団スキームの継承（関連法人）が確定します。**

※¥30万円エージェント資格費用の内訳は＝WEB＋創業note＋ランニングサポート／式です。

参加資格は 1名～数名のグループ単位の参加で費用分担も出来ますから極力費用節減で参加できます

上記は、社団の併業、起業者支援の社団ビジネスモデルです。

このモデルを根拠に御社が独自に他の協力者を募集（1次まで）と共に展開して戴きます。

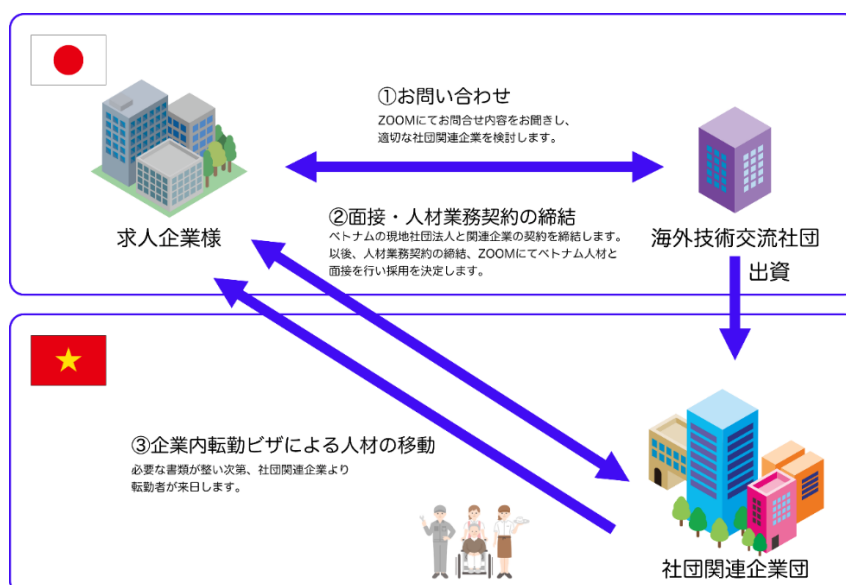
概要は下記をご参考をお願いします。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/visa2.html> 期間更新は制限なく可能です。

企業内転勤ビザは「関連会社」間の異動にも適用されます（議決権20%以上を保有していれば対象）。

企業内転勤VISAは原則、転職ができない事は日本での安定雇用に非常に適しています。

- ・対象人材： 日本語N3以上の就労経験者や専門・短大・大学卒業者
- ・ビザ条件： 転職不可・更新制限なし・人数制限なし・家族帯同可能



ただし、日本の受け入れ企業側から見ると「出資」という科目は馴染みにくく、実質的には「1名あたりいくら」という採用費用としての意識になります。

そのため、ベトナム企業との関連企業体制を構築するには、1名あたり50万円、4～6名分の資金が必要です。

本社団では、少人数採用を希望される日本企業様と共同で「グループ法人（資本金200～300万円）」を設立します（法人格は限定しません）。

各受け入れ企業様には「採用人数×50万円」の出資をご負担いただき、総額200～300万円をもってグループ法人を設立し、その法人が一括して企業内転勤者を申請・採用いたします。

※ 入管法においても、グループ企業間の企業内転勤に対応する新たな制度「企業内転勤2号」が創設されました。本件では現行の「企業内転勤1号」を活用いたします。

グループ法人設立の主旨

1. グループ企業に参加する事業者が有する技術を、ベトナム企業と共有・交流し、技術水準の相互向上を図ります。
2. グループ法人内に「海外OJT指導室」、ベトナム側の出資先法人内に「日本OJT指導室」を設置し、技術の標準化・レベルアップを推進します。
3. ベトナム進出を見据え、上記①②に必要な人材・機材の受け入れ・提供を通じて、技術・人文知識・国際業務の深化を促進します。
4. 日本での雇用が終了したベトナム人材を、ベトナム側の関連会社OJT室にて再教育し、就業意識の向上と成果の循環を図ります。
5. 優秀な人材が帰国後も日本で得た技術を生かせる雇用先を確保し、日本とベトナム双方の利益循環を安定的な形で実現します。
6. 日本就労を優秀に終了したベトナム人が帰国して日本で取得した業務を活かせる就労場所の開設を含み確保する事業を行います。

全業種の技人国VISAの業務に効果

現在転職可能なVISAの外国人材を雇用している事業者様に対し、既存人材の一部を「転職不可のVISA」に切り替えることで、雇用の安定、経費の削減を図られることを推奨します。

製造工場・観光業・建設土木・その他外国人材を雇用されている全業種の事業所様へ
現在ご採用の外国人の半分を【転職出来ないVISA人材】に組合せ採用も人事対策です。
上記の手順に従っての資金フローはご契約の目的とご契約者様の事業スタイルに応じて単独、またはグループのいずれかをお決め頂き、契約までにご提示を戴いて契約をさせて戴きます。

（※ 仲介のお立場の方にはコミッションをこの段階で社団から貴社へ支払われます）

※入管法はこの企業内転勤にもグループ対応の姿勢で「企業内転勤2号」新制定を発表されています。
社団が行って来た現行の企業内転勤は1号となり、弊社は1号、2号を行う事に成ります。

利益還流の流れは

- ① 日本就労終了帰国者をベトナム関連会社の OJT 指導室に受け入れて一層の就労姿勢、就労意識の高揚と共に企業内転勤者の成果が日本とベトナム両国の利益還流の安定的基盤となります。

日本就労の意識と還流 <https://freenet.vietnam-agency.com/education-business-flow/>

社団ビジネス&人・物・財 還流スキーム全容図



この社団システムで 従来は受入企業が1社でご採用の場合の資金負担が大きく為に少人数をご採用希望の事業社様には社団の資金的負担も伴う事がありましたが、本書のグループ申請のスタイルで少人数のご採用企業さまにもご採用にご理解いただけるとと思います。

注：《 本、創業 note に必要な関係書類や進行マニュアルは社団事務部から提供します。》

1. 社団スキームご採用の意義と強み

- ・ 「社会的好影響」「相互関連企業」などの表現は理念として理解できますが、
- ・ 初めての企業さま方の】は外国人の就労 VISA を特定技能・技人国でご理解いただいて居られる事からこの二つに共通の心配は日本語が不充分、転職をご心配です。

改善策】スキームによる採用時に日本語レベルを採否基準にしますから資格は無くてもレベルは N3 以上で会話の内容をイメージできる能力を持つ人を採用出来ます。

・費用について】

現状】は転職者により事業活動のロスや技術的精度に不安が生じると共に補充採用や関係する

費用負担を受入企業の大きな負担に成る現状。

【改善策】 スキームにより、少人数採用では VISA 取得の費用負担、採用来日以降に生じる非現実的な事態を防ぐ手段に転職、逃亡、事件阻止を送り出し会社と WinWin 体制を持つ事で共生システムを確立する事が出来ます。

例えば、送出し企業に就労者の身元保証を約して貰います。また、転職者（逃亡などとは有っては成らない事）が有った場合は補充者受け入れ費用を無償とします。

2. 上述の懸念や不安に対応可能な VISA として企業内転勤 VISA をご案内します。

① その VISA は企業内転勤の VISA です。

〔企業内転勤の定義は：企業内転勤ビザは、海外にある会社から日本国内にある会社へ、期間を定めて転勤や出向する外国人向けに用意されている就労ビザのひとつです。

「企業内」とありますが、同一企業に限定されるわけではなく、議決権 20%を保有する「関連会社」への出向でも対象となります。〕と、定められています。

期間を定めてと有りますが期間終了時に帰国する意味では無く**て更新が制限なく可能**なので永住申請まで行えます。

また転職出来ない VISA として明記は有りませんが法的に自然な制度上の規定です。

根拠は VISA の名前が企業内転勤の名称の通り、VISA の許可対象の企業を退職する事は VISA 資格喪失しますから法的に帰国しなければ成らない裁定に成る事で転職不可です。

② 企業内転勤採用の対象の日本企業は

設立の一般社団法人に議決権 20~30%を保有する小規模、零細企業が企業内転勤者を採用することが出来ます。

※出資対象のベトナム送出し法人は社団のベトナム関連法人です。

また、企業内転勤の VISA に与えられた就労条件は

この様👉な即戦力の人材ですから技人国 VISA 人材と併せて雇用が可能です。

- 日本就労経験者、専門学校卒、短期・大学卒業者
- 原則転職不可 採用人数制限無し 日本語レベル N3 以上
- 技人国に代わる仕事します。ビザの更新回数に制限無し
- 家族帯同可能で長期安定就労を目指して頑張ります。

その他、起業を目指される方々には経費削減と利益還流のビジネスモデルを以て自身、地域の様々な補助金申請など公的資金を活用して事業にお役立てして戴けます。

すぐ使える Vietnam・ビジネス・人材 入門版

活用事業体どんな？会社ですか？

事業法人ご案内



〔だれに・何を・どの様に？〕

社団営業CARD



コストカット&リスクヘッジの機能。

VISA総合サポート



<https://freenet.vietnam-agency.com/comprehensive-oem/>

社団 Q&A <https://www.youtube.com/watch?v=MIWCygZi7ts>

社団 Q&A https://youtu.be/dVkg8c7sF38?si=OYP673Lv0Ppo_JAN

コミュニティを活かしてどなたも活動すれば 結果にお金は自然と付いて来るモデルです。

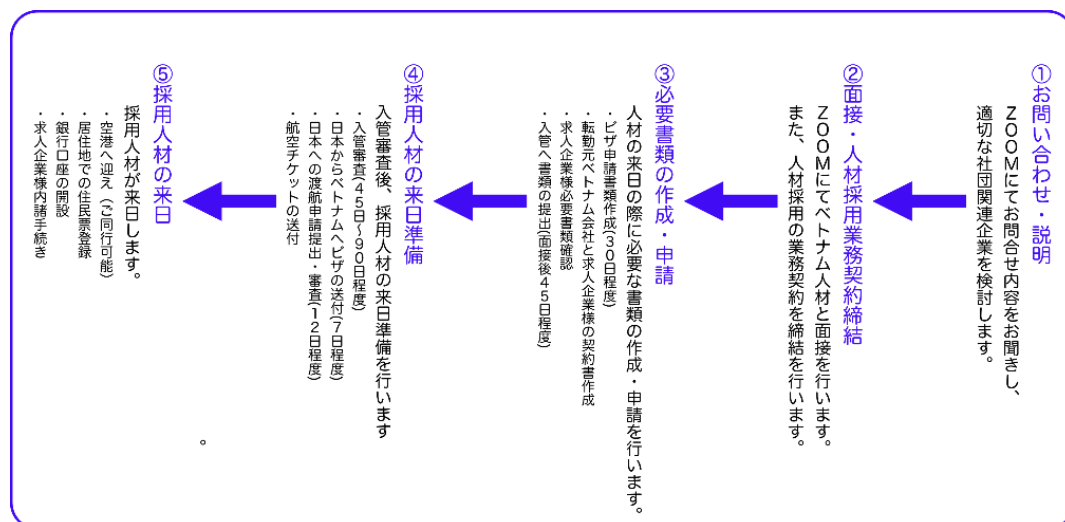
4. モデル事例・ケーススタディの提示

- ✓「過去に成功した企業の実例（業種・規模・採用数）」を載せることで、信頼性が高まります。
- 過去の取得した 在留許可証の画像や VISA の画像などで実績をアピールするは容易ですが 一覧掲示であれば 作成します。



弊社はこのスキーム申請で 補助金 ￥1000万円 を戴きました。

5. VISA 申請・認可までのスケジュール例



「社団(海技団)スキームの人材」採用フロー

https://peraichi.com/landing_pages/view/vietnamlp

↑このサイトを見て頂くだけで以下の手続きが進められます。
(そのための時間もコストも格別節減できて成約、収益がUPします)

①日本就労希望者WEB公開より、企業様に自由閲覧 **人材リストお引き出し**

↓「相談・説明」「募集票の受託」「一次面接日時」をお受けいたします。

②第一次個人面談を実施 ZOOM会議システムを活用

↓日本の社団事務所又はご依頼企業さま事務所とベトナム社団事務所間をWEB&ZOOMを使って応募者と直接に画像&会話面接して頂きます。

③第一次面接、人選時、人材採用業務契約・締結を行います。

↓ **業務費お振込後**、人材招聘申請に必要な書類の準備に着手します。

④第二次 ベトナム訪問日時を決定し、現地面接（日本社団ベトナム事務所へ）

応募者と直接面接し、内定者と雇用内定契約締結を行います。

↓ 応募者の日本VISA申請書類作成に着手（約30日間にて海技団が受領確認）

⑤日本社団ベトナム事務所にて 申請書類確認

1) 転勤元ベトナム会社と日本会社の契約書

↓ 2) 転勤の「VISA申請理由書」

3) 転勤申請に必要な書類

↓ 4) 転勤VISA申請書作成（入管指定書式）

⑥日本企業申請必要書類 一式確認

日本各地の就労先地方への入管へ申請書提出（第一次面接後、**約45日後程**）

↓ （入管審査期間**45日～90日程度**）

⑦審査結果 受領

↓ 入管より受領したVISAを応募者（海技団事務所）へEMS送付（**約7日程**）

VISA取得者が日本渡航する為のVISA申請を在ベトナム日本大使館、

↓ 領事館へ提出（審査期間は**約12日間**）

⑧出国日時確定時に採用企業様より来日航空チケットをE-mailにて送付

航空チケット費用Viet-jet概算 ¥ 70,000 程度（荷物重量40Kg予約）

↓ （来日季節により変動あります：¥ 60,000～80,000程度）

⑨ご採用者の日本到着を空港へ海技団が迎えに行きます。（ご同行も可）

↓ 入国後、住居地の区役所にて住民票登録手続き→住居に入室→翌朝食材確保

⑩初出社：銀行口座開設及び貴社内諸手続きを行います。

海技団スキーム基盤の他者に無い“特徴”

1. 人材育成と採用に特化した社団企業内転勤スキームを開発と運用しています。
2. 日本語 N3 以上・業種ごとの即戦力者を技・人・国職務者にスキルアップしています。
3. ベトナムの関連会社に各、業種ごとの企業内に【産業技術育成室】を開発運営しています。

※短大卒・専門学卒・実習終了者らを日本企業の中堅社員に即戦力者に育成しています。

日本の各企業が業種、職種に適応する「技術育成室の投資」をされ、企業内転勤VISAを以て日本の中堅社員の責務を与えています。

※日本国内に来ての職務および仕事の内容は添付の通りです。

社団 Q&A <https://www.youtube.com/watch?v=MIWCygZi7ts>

コミュニティーを活かしてどなたも活動すれば 結果にお金は自然と付いて来るモデルです。



協業 illustration



7. スキームの展開先（業界・地域）の明確化

- ・ 製造・観光・建設などの業界特化、地域展開の視点を展開できます。
- ・ 地方自治体との連携、地域課題（人手不足）との紐付けをして補助金・共創も視野に入ります。

ご採用先様とスタッフとの協議で態勢を充実して行きたい所です。

補助金・共創も私が主導する時代は済んでいますので若い人が主導的に行って戴き、私はスキーム運用で底支えさせて戴きたく志望していますのでご支援を戴きたく願っています。クラウドファンディングを想像した事等もこの様な若い方への想いがあります。

8. リスク対応と相談窓口の設置

- ・ ✓相談窓口（オンライン可）を案内するだけでも、企業の信頼獲得に寄与します。
- いま、想定しているのはスタッフの方々をオンライン相談窓口としてビジネス履歴も管理できる体制を想定しています。